

「看護師特定能力認証制度」に反対します



学習して
国民に
知らせよう！

「看護師特定能力認証制度」ってご存知ですか？

特定の医療行為を担う看護師（特定看護師・仮称）の能力を、「看護師特定能力認証制度」（以下「認証制度」として国が認証し、侵襲性の高い医行為を担わせるというものです。政府は、この認証制度を「社会保障と税の一体改革」の中にいれ、国会で議論・決定する準備を進めています。私たちは、安全な医療の提供と看護の専門性を守るために、この制度に反対します。

なぜ認証制度がてきたのか

チーム医療の推進に関する検討会
↓
チーム医療推進会議

検討会を後継した「チーム医療推進会議」は、

チーム医療推進のための方策検討WG
看護業務検討WG
「特定行為」も、修得のためのカリキュラムも検討が今も続いているが、反対もあります。

WG内の意見も一致していません。

特定行為とは

4月23日のWGでは、看護業務実態調査203項目のうち56項目の検討内容が示されました。

2012年4月23日「看護業務検討WG」資料

医師の業務 A 絶対的医行為（56項目中、1項目）

局所麻酔（硬膜外・脊髄くも膜下）

B 特定行為（56項目中、29項目）

●B1 行為の難易度が高いもの

・経口・経鼻挿管実施

・褥瘡壊死組織のデブリードマンなど14項目

認証をうけた看護師の業務

●B2 判断の難易度が高いもの

・抗がん剤等の皮下点滴時のステロイド薬の選択・注射実施

看護師の業務 C 一般の医行為（56項目中、18項目）

・造影剤使用検査時の造影剤投与など

保助看法改正を急がずに議論を

認証制度骨子案では、「特定の医行為が診療の補助の範囲に含まれることを明確にするとともに、その実施方法を看護師の能力に応じて定めることにより、（中略）適正かつ効率的に看護業務を展開する枠組みを構築するため、保健師助産師看護師法（保助看法）の改正を行うこととする」としています。保助看法の改正だけですませ、どの業務を誰が行うかは政省令で行うというものです。看護師や医療の受け手である国民・患者に広く知らせ、議論することが必要です。

医療関係団体も反対を表明

日本医師会や日本歯科医師会、日本薬剤師会など、医療職6団体は、「看護師特定能力認証制度」骨子案について、厚生労働省のチーム医療推進会議に反対の意見書を提出しました。また、同会議と作業部会に参加する委員6人は、通常国会に法案提出を目指す同省の方針を問題視し、慎重な議論を求めていました。

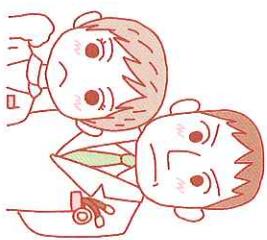
【意見書に名を連ねた委員】

- ◆藤川謙二（日医常任理事）
- ◆宮村一弘（日歯副会長）
- ◆山本信夫（日薬副会長）
- ◆北村善明（日本放射線技師会理事）
- ◆半田一登（日本理学療法士協会会长）
- ◆中村春基（日本作業療法士協会会长）

こんなに少ない日本の医師・看護職員



看護界でも意見は一致していません。日本赤十字看護大学の高田教授は、この制度は医師とは異なる看護の専門性と自律性を高めてきた歴史に逆行すると指摘しています（看護実践の科学 2012年1月号）。専門・認定看護師からは希望する声もありますが、看護系学会は「臨床現場も教育現場も混乱する」と意見表明しています。



医師・看護師の増員・社会保障の充実こそ必要

「療養上の世話」は、対象の治癒力を引き出す一連の行為として看護師の誇りにつながっています。しかし、多様な業務の集中で本来業務の「療養上の世話」が追いやりられ、補助者に委譲される傾向が強まり、看護師の仕事の達成感を奪っています。WGの議論により、「診療の補助」業務が拡大すれば、さらに看護師の離職が深刻化するのではないかでしょうか？

医師の過重労働は早急に改善されるべき重要課題です。しかし、看護師の劣悪な労働環境の改善も待ったなしです。医師・看護職員をはじめとした全ての医療・福祉労働者の大幅増員で、それぞれの職種がその専門性を高めながら、チームとしての力を発揮し、安全・安心の医療・介護を提供することが求められています。

そのためにも、社会保障の充実が必要です。

交易な業務の委譲は許されない



今年4月から厚生労働省は、介護士に疾(吸)引などの一部の医行為を解禁しました。医師の仕事を看護師に、看護師の仕事を介護士に、そして介護の仕事を営利企業に委譲する、これでは医療・介護の質の保障はできません。

保健師助産師看護師法

第37条 (医行為の禁止)

保健師、助産師、看護師又は准看護師は、主治の医師又は歯科医師の指示があつた場合を除くほか、診療機械を使用し、医薬品を授与し、医薬品について指示しその他医師又は歯科医師が行うのでなければ衛生上危害を生ずるおそれのある行為をしてはならない。(略)

第5条 (看護師の業務)

この法律において「看護師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、傷病者若しくは配偶者に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者をいう。